

2009年11月30日

北海道大学学長
佐伯 浩 様

北海道大学教職員組合
委員長 神沼 公三郎

契約職員の期末・勤勉手当問題に関する緊急申し入れ

賃金不利益変更問題について11月11日に第3回団体交渉（団交）を行ったあと、北海道大学教職員組合（組合）がたびたび第4回団交の実施を申し入れたにもかかわらず、北海道大学は本日に至るも開催に応じていません。このように団交がのびのびになっている原因の一つに、第3回団交の終了時に当局側が不当労働行為を行って突然、団交を打ち切り、労使関係を混乱状態に陥れたことが挙げられます。

他方、北大当局が11月12日に過半数代表者に通知した資料のなかに、契約職員の期末・勤勉手当切り下げに関する項目が含まれていましたが、北大当局はこの項目を組合にいつさい知らせることなく団交を重ねてきました。そのため組合は過半数代表者からの連絡により、11月12日に初めて契約職員のこの問題を知りました。

北大当局のこうした態度は、2005年度に発生した寒冷地手当問題が解決するに当たり、2006年7月13日に組合と北大当局の間で交わした確認書の第5項目（「今後とも、給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。」）に違反する、これまた明白な不当労働行為です。

明日は12月1日、12月期手当支給の基準日ですが、もはや基準日前に第4回団交を開催するのは不可能です。そうすると北大当局は、契約職員の期末・勤勉手当問題について1回も団交に応じないまま、その切り下げを行うことになるので、その手続きは明らかに労働契約法に違反します。

については、次のとおり要求します。

記

一、契約職員の期末・勤勉手当切り下げ問題について、基準日（12月1日）の前に1回も団交に応じなかった経緯に鑑み、両手当の切り下げは行わないこと。

一、6月期末・勤勉手当の減額は単に「暫定的に凍結¹⁾」した措置に過ぎないので、「凍結」した金額を解冻し、そのすべてを契約職員に返還すること。

一、賃金不利益変更問題について、上記二つの項目を含むいくつかの課題が残っている。それらの課題を解決するため、速やかに団交を再開すること。

注 1)2009年5月20日に開催された過半数代表者に対する説明会のため、北大が配布した資料中の「改正理由」より。